

夙川学院短期大学研究活動不正告発相談窓口規程

(趣旨)

第1条 夙川学院短期大学研究活動不正防止・調査委員会規定第4条第2項の規程に基づき、研究活動不正告発相談窓口（以下「相談窓口」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 相談窓口は、次の各号に掲げる事項を取り扱う。

- (1) 研究活動の不正について教職員及びその他関係者からの相談の対応
- (2) 研究活動不正防止・調査委員会への状況報告
- (3) 告発者に不利益が生じないための保護等

(組織)

第3条 相談員は、総務部をもって充てる。

2 相談員が当該事案に関わっている場合は、当該事案に限りその任を停止する。

(守秘義務)

第4条 相談員は、その任期中及び任期満了後において、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 相談員は、当事者の名誉及びプライバシーなどの人権を侵害することのないよう、慎重に行動しなければならない。

(補足)

第5条 この規程に定めるもののほか、相談窓口の運営等に関し必要な事項は、研究活動不正防止・調査委員会が定める。

附則

- 1 この規程は、平成25年9月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成27年7月1日から施行する。